第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月 1日から

5年間

令和9年3月31日まで

大 分 県

E	Ì	次
\vdash		1ノ\

第1	計画の期間	1	(5)鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲	
htte o	ᆸᆇᄭᄱᇸᆓᄝᅟᆘᅡᄜᄱᄱᆇᆘᆘᄝᄑᅑᄭᅜᄦᄝᄷᇬᆃᄜᆛᇫᇫᆂᆓ		許可の考え方――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項ーーー-		3 目的別の捕獲許可の基準	
1	鳥獣保護区指定	1	3-1 学術研究を目的とする場合	- 1 2
) 方 針		(1) 学術研究	- 1 2
) 鳥獣保護区の指定計画		(2)標識調査	
	特別保護地区の指定ーーーーーーーーー		3-2 鳥獣の保護を目的とする場合--------	
(1) 方 針	5	(1)鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的-------	
(2)特別保護地区指定計画	5	(2)傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的------	
3	休猟区の指定	7	3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	- 1 5
(1) 方 針	7	(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的と	
(2)休猟区指定計画	7	する場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る	- 1 5
)特例休猟区指定計画		(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る	
	鳥獣保護区の整備等------------------------------------		被害の防止を目的とする場合ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	- 1 5
)方 針		3-4 その他特別の事由の場合	
(2)整備計画------------------------------------	9	(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的-	
) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要		(2)養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	
(0	/ 水工・木と人地 / 3 1 たいが飲い成品が例文	Ü	(3) 鵜飼漁業への利用の目的	
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	1 0	(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的--------	
_ж 5	鳥獣の人工増殖人の水鳥獣に関する事で		(5) 前各号に掲げるもののほかその他公益上必要があると認め	<i>2</i> 1
) 方 針	10	られる目的ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	- 9 9
	放鳥獣		4 その仲 自巣のは猫笠及び自籽の卵の短筋笠の洗司に関する	22
) 方 針-----------------------------------		4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する 事項	0.0
			事項ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	- 2 2
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	1 U	4-1 捕獲許可した者への指導	
(3)放獣計画------------------------------------	10	(1) 捕獲物又は採取物の処理等	
hohe a	白 30 a 14 4 5 6 7 4 7 6 6 7 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		(2) 従事者の指揮監督	
	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項ーー-		(3) 危険の予防	
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方		(4) 錯誤捕獲の防止	
)希少鳥獣--------		4-2 許可権限の市町村長への委譲	
) 狩猟鳥獣		4-3 鳥獣の飼養登録 (1) 方針	-23
)外来鳥獣等		(1) 方針------------------------------------	-23
(4)指定管理鳥獣	11	(2) 飼養適正化のための指導内容---------	
(5)一般鳥獣		4-4販売禁止鳥獣等の販売許可----------	
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定ー・		(1) 許可の考え方	- 2 3
)許可しない場合の基本的考え方		(2) 許可の条件	- 2 3
(2) 許可に当たっての条件の考え方	12		
) わなの使用に当たっての許可基準		第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に	
)保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の		関する事項	
	考え方	12	1 特定猟具使用禁止区域の指定	- 2 4

2 (3 (1) 4	3 1 1 2	方針ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	5 5 5 5 5 5 5
6 1 2		第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項------2 方針------------------- 実施計画の作成に関する方針------------------------------------	6 6 6
1 2 ((,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	$ \begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \end{array} $	法に基づく諸制度の運用状況調査2) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査2) 捕獲等情報収集調査2) 制度運用の概況情報2 新たな技術の研究開発・普及2) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及2) 被害防除対策に係る技術開発・普及2	7 7 7 7 7 7 8 8 8 9 9
1 ((2 (1 2 3	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項3 鳥獣行政担当職員3) 方針3) 設置計画3) 研修計画3 鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)3) 方針3) 設置計画3) 設置計画3	0 0 0 0 1 1

(4) 研修計画	3 1
3 保護及び管理の担い手の確保・育成	3 2
(1) 方針	3 2
(2)研修計画	3 2
(3) ハンタースクールの開催	3 2
(4) 女性猟師の会の活動支援	3 2
(5) 狩猟者に対する手数料等の減免	3 2
(6) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成 4 鳥獣保護センター等の設置	32
	33
5 取締り (1) 方針	33
(2)年間計画	
	33
6 必要な財源の確保ーーーーーーー	33
第9 その他------------------------------------	3 4
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	3 4
2 狩猟の適正化	3 4
3 傷病鳥獣救護への対応	3 4
(1) 方針	3 4
(2) 傷病鳥獣の個体の処置	
(3) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	€ −−−−3 6
(4) 放野	3 6
4 油等による汚染に伴う水鳥の救護	3 6
5 感染症への対応	3 7
(1) 高病原性鳥インフルエンザーーーーーー	3 7
(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)	38
(3) その他の感染症	38
6 普及於 (日本 A C C C C C C C C C C C C C C C C C C	39
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	39
7 安易な餌付けの防止ーーーーーー	39
8 猟犬の適切な管理―――――	39
9 野鳥の森等の整備	39
10 愛鳥モデル校の指定 11 法令の普及徹底	4 0
	4 0
(1)方針 (2)年間計画	4 0
(Z) 午间計画————————————————————————————————————	4 0
12 獣肉利活用対策	4 0

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- (1) 方 針
 - ①指定に関する中長期的な方針

本県は、県土面積63万へクタール、このうち約7割にあたる45万へクタールが森林であり、九州最大規模の自然林である祖母傾山系をはじめとする山岳地やくじゅう火山群の南麓の広大な草原、県南部に見られる複雑な海岸線など変化に富んだ地形で構成され、多種多様な鳥獣が生息している。

第1次から第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、積極的に鳥獣保護区を指定してきた結果、現在、鳥獣保護区は県土面積の約5.5%を占めるに至っており、野生鳥獣の保護とともに県民の鳥獣保護思想の高揚の場としても活用されてきた。

第13次鳥獣保護管理事業計画では、引き続き野生鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定するが、野生鳥獣による農林業被害が依然として発生していることから、鳥獣保護区の新規指定及び更新にあたっては、土地利用形態や野生鳥獣の生息状況等を勘案しながら指定するものとする。

②指定区分ごとの方針

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
 - 森林に生息する鳥獣の保護繁殖を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
- 2)集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護繁殖を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

- 3)集団繁殖地の保護区
- 集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護繁殖を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域について、集団繁殖地の 鳥獣保護区を指定する。
- 4) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省のレッドリストに絶滅危惧種Ⅰ類、Ⅱ類若しくは地域個体群として掲載されている鳥獣、大分県のレッドデータブックに掲載されている種その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

5) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定計画 (第1表)

\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)	区 分 鳥獣保護区 既設鳥獣 指定の目標 保護区(A)	既設鳥獣		7	本計画期 間	間に指定す	よる 鳥獣 係	呆護区		本言	十画期間	に区域拡	大する鳥		区		
	/J		指定の目標			4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣の生息	箇	所	45		箇 所						0						0
地	面	積	13, 500 ha	24, 388	変動面積	ha					0	ha					0
大規模生息地	箇	所	/		箇 所						0						0
八风侯工心地	Щ	積			変動面積	ha					0	ha					0
集団渡来地	箇	所			箇 所						0						0
来 凹 仮 木 地	囬	積		3, 440	変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇	所	/	1	箇 所						0						0
来 凶 糸 旭 地	面	積	/		変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇	所	/		箇 所						0						0
11 岁 周 扒 工 心 地	囲	積	/	5, 173	変動面積	ha					0	ha					0
生息地回廊	箇	所	/		箇 所						0						0
	囲	積	/		変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣生息	箇	所	/		箇 所						0						0
地	面	積		1,838	変動面積	ha					0	ha					0
計	箇	所	/		箇 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
βl	面	積	/	34, 852	変動面積	0 ha	0	0	0	0	0	0 ha	0	0	0	0	0

了獣	計画終 時の鳥	計画期間中	保護区	なる鳥獣	間満了と	除又は期	期間に解	本計画	ζ.	鳥獣保護 国	小する鳥]に区域縮	計画期間	本
**	保護区	の増△減*	計(E)	8	7	6	5	4年度	計(D)	8	7	6	5	4年度
41		0	0						0					
88	24, 3	0	0					ha	0					ha
0		0	0						0					
0		0	0					ha	0					ha
10		0	0						0					
40	3, 4	0	0					ha	0					ha
1		0	0						0					
13		0	0					ha	0					ha
1		0	0						0					
73	5, 1	0	0					ha	0					ha
0		0	0						0					
0		0	0					ha	0					ha
12		0	0						0					
38	1,8	0	0					ha	0					ha
65		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	34, 8	0	0	0	0	0	0	0 ha	0	0	0	0	0	0 ha

* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画 新規指定なし

②既設鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

	大局部体護区の変更計		-# 	亦 正 [八	指	定面積の異	動	本事がるおみ押明	水豆和山	(第 次
年 度	指定区分	烏獸保	護区名	変更区分	異動前の面積	異動面積	異動後の面積	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和4年度	身近な鳥獣生息地	農業文化公園	鳥獣保護区	期間更新	156 ha	0 ha	156 ha	令和 4年11月 1日から 令和14年10月31日まで		杵築市・宇佐市
	森林鳥獣生息地	九六位	IJ	期間更新	316 ha	0 ha	316 ha	IJ		大分市
	身近な鳥獣生息地	仏原	IJ	期間更新	287 ha	0 ha	287 ha	IJ		久住町
	身近な鳥獣生息地	角埋山	IJ	期間更新	10 ha	0 ha	10 ha	II.		玖珠町
	森林鳥獣生息地	伊福	JJ	期間更新	290 ha	0 ha	290 ha	II.		中津市
計		5	箇所		1,059 ha	0 ha	1,059 ha	IJ		
令和5年度	集団渡来地	姫島	鳥獣保護区	期間更新	815 ha	0 ha	815 ha	令和 5年11月 1日から 令和15年10月31日まで		姫島村
	森林鳥獣生息地	城島高原	IJ	期間更新	4,855 ha	0 ha	4,855 ha	II		別府市・由布市
	森林鳥獣生息地	霊山	IJ	期間更新	605 ha	0 ha	605 ha	II		大分市
	森林鳥獣生息地	黒岳	IJ	期間更新	1,580 ha	0 ha	1, 580 ha	II.		由布市・竹田市
	森林鳥獣生息地	英彦山	"	期間更新	1,150 ha	0 ha	1, 150 ha	II.		中津市
	森林鳥獣生息地	風土記の丘	IJ	期間更新	655 ha	0 ha	655 ha	II.		宇佐市
	森林鳥獣生息地	仙崎公園	IJ	期間更新	160 ha	0 ha	160 ha	II.		佐伯市
	集団渡来地	大山ダム	"	期間更新	95 ha	0 ha	95 ha	II.		日田市
計		8	箇所		9, 915 ha	0 ha	9, 915 ha	II		
令和6年度	森林鳥獣生息地	山香	鳥獣保護区	期間更新	734 ha	0 ha	734 ha	令和 6年11月 1日から 令和16年10月31日まで		杵築市
	森林鳥獣生息地	関崎	IJ	期間更新	683 ha	0 ha	683 ha	II		大分市
	森林鳥獣生息地	大島	IJ	期間更新	186 ha	0 ha	186 ha	II		佐伯市
	森林鳥獣生息地	荒平	"	期間更新	270 ha	0 ha	270 ha	II.		豊後大野市
	森林鳥獣生息地	宇佐神宮	"	期間更新	310 ha	0 ha	310 ha	II.		宇佐市
	身近な鳥獣生息地	熊野	"	期間更新	27 ha	0 ha	27 ha	II.		豊後高田市
計		6	箇所		2, 210 ha	0 ha	2, 210 ha	II.		

年 度	指定区分	白. 半4.7只	護区名	変更区分	指	定面積の異真	助	変更後の指定期間	変更理由	備考
平 及 	相足区分	局趴木	:	爱 史	異動前の面積	異動面積	異動後の面積		发 史垤田	
令和7年度	森林鳥獣生息地	高崎山	鳥獣保護区	期間更新	372 ha	0 ha	372 ha	令和 7年11月 1日から 令和17年10月31日まで		大分市・別府 市・由布市
	森林鳥獣生息地	由布川	IJ	期間更新	445 ha	0 ha	445 ha	11		由布市
	森林鳥獣生息地	山下湖	IJ	期間更新	578 ha	0 ha	578 ha	IJ		由布市・九重町
	身近な鳥獣生息地	城山	IJ	期間更新	275 ha	0 ha	275 ha	JJ		佐伯市
	森林鳥獣生息地	花立	IJ	期間更新	329 ha	0 ha	329 ha	JJ		竹田市
	森林鳥獣生息地	宮ノ尾	IJ	期間更新	285 ha	0 ha	285 ha	IJ		九重町
	森林鳥獣生息地	麻生釣	IJ	期間更新	330 ha	0 ha	330 ha	JJ		玖珠町・九重町
	身近な鳥獣生息地	洞門羅漢寺	IJ	期間更新	530 ha	0 ha	530 ha	JJ		中津市
	集団渡来地	耶馬渓ダム	IJ	期間更新	163 ha	0 ha	163 ha	JJ		中津市
計		9) 箇所		3, 307 ha	0 ha	3, 307 ha	IJ		
令和8年度	森林鳥獣生息地	白鹿山	鳥獣保護区	期間更新	120 ha	0 ha	120 ha	令和 8年11月 1日から 令和18年10月31日まで		豊後大野市
	森林鳥獣生息地	蒲戸崎	IJ	期間更新	71 ha	0 ha	71 ha	JJ		佐伯市
	希少鳥獣生息地	祖母傾山系	IJ	期間更新	5, 173 ha	0 ha	5, 173 ha	II.		佐伯市・豊後大 野市・竹田市
	森林鳥獣生息地	国東半島	IJ	期間更新	803 ha	0 ha	803 ha	II		豊後高田市・ 国東市
	森林鳥獣生息地	牧ノ戸	"	期間更新	1,700 ha	0 ha	1,700 ha	11		九重町
	集団渡来地	松原下筌ダム	IJ	期間更新	435 ha	0 ha	435 ha	II		日田市
	森林鳥獣生息地	亀石曽田山	IJ	期間更新	970 ha	0 ha	970 ha	II		日田市
計		7	箇所		9, 272 ha	0 ha	9, 272 ha	II		
合 計		35	箇所		25, 763 ha	0 ha	25, 763 ha			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

- ①指定に関する中長期的な方針
- 鳥獣保護区内で、鳥獣の保護のため特に重要と認められる地区について、一定の行為を制限し、鳥獣の生息環境の保全を図るために、特別保護地区を指定する。
- ②指定区分ごとの方針

本計画期間中に期間満了となる特別保護地区については、指定の目的が失われ又は目標を達成した箇所を除き、再指定を行う。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区分	`	特別保護 地区指定	既設特別 保護地区(A)		7		に指定する (再指定も含		地区		本計	画期間に	.区域拡力	大する特別	別保護地	1区
		の目標	木墁地区(A)		4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣の生息地	箇 所	20	7	箇 所			2	1	2	5						0
林 作 局 武 ツ 工 心 地	面積	1,220 ha	640	変動面積	ha		120	110	157	387	ha					0
大規模生息地	箇 所			箇 所						0						0
八州侯工心地	面積			変動面積	ha					0	ha					0
集団渡来地	箇所			箇 所						0						0
来 団 仮 木 地	面積			変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇 所		1	箇 所						0						0
来 凹 糸 旭 地	面積		13	変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所			箇 所						0						0
和 岁 局 訊 工 心 地	面積			変動面積	ha					0	ha					0
生 息 地 回 廊	箇 所	/	1	箇 所						0						0
土心地凹脚	面積			変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣生息地	箇 所		1	箇 所	1					1						0
カルな局別生心地	面積		5	変動面積	5 ha			•		5	ha					0
計	箇 所		9	箇 所	1	0	2	1	2	6	0	0	0	0	0	0
pΙ	面積	/	658	変動面積	5 ha	0	120	110	157	392	0 ha	0	0	0	0	0

本	計画期間に	こ区域縮り	いする特別	別保護地区	<u> </u>	本計画	期間に解	除又は期間 (再指定	間満了とな も含む)	る特別保護	隻地区	計画期間中 の増△減*	計画終了 時の鳥獣
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)	の項目公成本	保護区**
					0			2	1	2	5	0	7
ha					0	ha		120	110	157	387	0	640
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	1
ha					0	ha					0	0	13
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0	1					1	0	1
ha					0	5 ha					5	0	5
0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	2	6	0	Ü
0 ha	0	0	0	0	0	5 ha	0	120	110	157	392	0	658

* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E ①特別保護地区の指定内訳 (第4表)

年度		指定	の対象となる鳥			į	特別保護地区	特別保護	售指定区域	備考
平 及	指 定 区 分	鳥獣保	護区名称	面積	指定期間	指定面積	指 定 期 間	指定面積	指定期間	1
令和4年度	身近な鳥獣生息地	角埋山	鳥獣保護区	10 ha	令和 4年11月1日から 令和14年10月31日まで	5 ha	令和 4年11月1日から 令和14年10月31日まで	ha		再指定
計			1 箇所	10 ha		5 ha				
令和6年度	森林鳥獣生息地	関崎	鳥獣保護区	683 ha	令和 6年11月1日から 令和16年10月31日まで	94 ha	令和 6年11月1日から 令和16年10月31日まで	ha		再指定
	森林鳥獣生息地	宇佐神宮	鳥獣保護区	310 ha	11	26 ha	"			JJ
計			2 箇所	993 ha		120 ha				
令和7年度	森林鳥獣生息地	山下湖	鳥獣保護区	578 ha	令和 7年11月1日から 令和17年10月31日まで	110 ha	令和 7年11月1日から 令和17年10月31日まで	ha		再指定
計			1 箇所	578 ha		110 ha				
令和8年度	森林鳥獣生息地	国東半島	鳥獣保護区	803 ha	令和 8年11月1日から 令和18年10月31日まで	71 ha	令和 8年11月1日から 令和18年10月31日まで	ha		再指定
	森林鳥獣生息地	牧ノ戸	鳥獣保護区	1,700 ha	11	86 ha	"			IJ
計			2 箇所	2, 503 ha		157 ha				
合計			6 箇所	4, 084 ha		392 ha		ha		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、キジ、ヤマドリ等狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとし、農林水産関係者、住民等の理解が得られるよう留意し、可能な限り分布に偏りがないよう配慮する。

また、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

なお、狩猟鳥獣による農林業被害の軽減のため、予防・集落環境対策を始め総合的な対策を講じている状況や周辺地区の農林業被害等の状況 を鑑み、休猟区内においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

(2) 休猟区指定計画

(第5表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
		休猟区	ha	年	
	(指定なし)				
計		0 箇所	0		
合計		0 箇所	0 ha		

(3)特例休猟区指定計画

(第6表)

年 度	特例休猟区指定所在地	特例体	、猟区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備考
	国東市国東町岩戸寺 外	岩戸寺	特例休猟区	640 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	国東市
令和4年度	竹田市荻町桑木 外	荻	特例休猟区	2,425 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	竹田市
	玖珠郡玖珠町大字太田 外	太田	特例休猟区	880 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	玖珠町
	宇佐市安心院町	上内河野	特例休猟区	1,553 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	宇佐市
計			4 箇所	5, 498			
	杵築市大字鴨川 外	鴨川	特例休猟区	935 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	杵築市
令和5年度	豊後大野市大野町田中 外	田中	特例休猟区	1,540 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	豊後大野市
	玖珠郡九重町大字田野	長者原	特例休猟区	980 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	九重町
	中津市本耶馬渓町	東谷南	特例休猟区	1,957 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	中津市
計			4 箇所	5, 412			

年 度	特例休猟区指定所在地	特例	木猟口	区名称	指定面積	指定期間	特定鳥獣名	備考
	国東市国東町赤松 外	赤松		特例休猟区	2,447 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	国東市
令和6年度	竹田市植木 外	植木三宅		特例休猟区	1, 455 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	竹田市
	日田市天瀬町大字合田外	中川		特例休猟区	1,030 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	日田市
	宇佐市安心院町山蔵 外	米神山		特例休猟区	1,746 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	宇佐市
計			4	箇所	6,678			
	杵築市山香町大字野原 外	鹿鳴越西		特例休猟区	1, 405 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	杵築市
令和7年度	豊後大野市清川町字田枝 外	御嶽山		特例休猟区	1, 780 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	豊後大野市
	玖珠郡玖珠町大字日出生	日出生東部		特例休猟区	1, 370 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	玖珠町
	中津市三光田口	田口屋形		特例休猟区	1,650 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	中津市
計			4	箇所	6, 205			
	杵築市山香町大字野原 外	鹿鳴越東		特例休猟区	1, 578 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	杵築市
令和8年度	竹田市久住町栢木 外	八山		特例休猟区	925 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	竹田市
	玖珠郡九重町大字粟野	万年山東部		特例休猟区	780 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	九重町
	豊後高田市真玉大字西真玉 外	真玉		特例休猟区	1,660 ha	3 年	イノシシ・ニホンジカ	豊後高田市
計			4	箇所	4, 943			
合計			20	箇所	28, 736 ha			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区の指定目的を達成するため、標識等の管理施設を整備するとともに、森林・湖沼などの鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、必要に応じて観察路・観察舎等の利用施設の整備に努める。

また、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要がある場合、保全事業の実施により鳥獣の生息環境の改善に努めるとともに、保全事業を実施する際には、区域の管理者や関係機関と十分な調整を図る。

(2)整備計画

①管理施設の設置

(第7表)

(第8表)

		B.	見況	令和	14年度	令和	15年度	令和	16年度	令和	17年度	令和	18年度		合計
区分	``	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量
標識類の整備	案内板	G.E.	88	E .	5	0	11	G	6	0	9	7	9	35	40
宗戦類の登伽	制札	65	434	Э	13	0	103	0	25	9	37] '	96	35	274

②利用施設の整備

区分	現況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
その他の施設等の整備	_			必要に応じて整備		

③調査、巡視等の計画 (第9表)

区分	}	令和4年	丰度	令和5年	丰度	令和6年	年度	令和7年	丰度	令和8年	丰度	計	
管理員等	箇所数	65	箇所	65	箇所	65	箇所	65	箇所	65	箇所	325	箇所
(鳥獣行政推進員)	人数	67	人	67	人	67	人	67	人	67	人	335	人
管理のための調	査の実施		_	案内板·	標識等の	の巡視管理	、鳥獣の	生息状況	調査等				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第10表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
局臥休護囚石	局歌の生心埃境の芯化水仍寺の帆安
_	河川・ダム湖等への土砂流入等、鳥獣の生息環境の悪化が見られる場合に、必要に応じて保全事業を実施する。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

鳥獣の人工増殖については、原則として行わない。獣類の人工増殖については、地域個体群の維持、絶滅のおそれがあるなど、保護のために必要な場合に限り、その効果と影響を勘案し慎重に対応を検討する。

2 放鳥獣

(1) 方針

前計画ではキジの放鳥を実施し、本計画においても出会調査等の結果を勘案しつつ必要に応じて実施し、放鳥場所は休猟区及び必要と認められる箇所のうち、農作物被害にも留意して生息適地を選定し放鳥するものとする。また、定着状況を把握するため、出会調査や鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)の巡視等により放鳥箇所のキジ生息状況を調査する。

なお、高病原性鳥インフルエンザ等の伝搬するような病原体の発生が確認されている際には、養殖業者への衛生管理の徹底や健康状態の確認等を要請し、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

①放鳥計画 (第11表)

種類名	放鳥の地域	令和	4年度	令和!	5年度	令和(6年度	令和7	7年度	令和	8年度	1111111	+	備考
1至为67日	//X/MV > 2 10 10 X	個所	羽	個所	羽	個所	羽	個所	羽	個所	羽	個所	羽	HIV
キジ	休猟区等		年由	坐をり200	加知時な	日生し	山스調	査等の結り	見た勘安〕	へへ心声	印はいて	宇梅		
	計		平	∃ / C ' J 200	加性及で	日女とし	、 山云神:	且守り加え	木で 剪采し	シラブ処多	マ(L/L) し (大旭		

②種鳥の入手計画 (第12表)

														1,7 1.	
	4	令和4年度	ern	,	令和5年度	:	,	令和6年度		,	令和7年度	:	4	令和8年度	:
種類名	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他									
キジ	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
1/2	_	必要数	_	_	必要数	_	_	必要数		_	必要数	_	_	必要数	_

(3) 放獣計画

放獣については、原則として行わない。地域個体群の維持、絶滅のおそれのある獣類の保護のために必要な場合に限り、その効果と影響を勘案し慎重 に対応を検討する。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

「レッドデータブックおおいた」に記載されている鳥獣を含む希少鳥獣の保護及び管理については、生息状況を踏まえ、必要に応じて捕獲等の禁止 又は制限を行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。) | 第12条に基づき、所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

(3) 外来鳥獣等

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系等に被害が生じている鳥獣については、被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な被害の防止の目的での捕獲を図るものとする。

(4) 指定管理鳥獣

法第2条第5項に基づき環境省令で定められている指定管理鳥獣とし、適切な管理のため、捕獲状況や農林水産業被害状況等の把握に努めるとともに、被害防止を図るため、第二種特定鳥獣管理計画の作成および実施により、地域個体群の存続に配慮しつつも、必要な捕獲等を推進する。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣又は狩猟鳥獣に準じた対策が必要な鳥獣を含む一般鳥獣の保護及び管理については、必要に応じて検討する。

- 2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
- (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可しないものとする。

- ①捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ②捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ③捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及 ぼすおそれがあるような場合。
- ④愛玩飼養を目的とする場合。

なお、法においては、個人又は法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

- (3) わなの使用に当たっての許可基準
 - ①わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定するものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

- 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合
 - i) イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - ii) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合 鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保 や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。
- 3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合はこわなに限る。
- ②標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で 用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

- (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
 - 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあっては、以下の基準に適合する必要がある。

- 3-1 学術研究を目的とする場合
- (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。 また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4)研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。
- ②許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている 鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

4)期間

1年以内。

⑤区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。
- (7)捕獲等又は採取等後の措置
 - 1)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
 - 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい 影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
 - 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

②鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③期間

1年以内。

4)区域

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

網、わな又は手捕。

⑥捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、 必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)。

③期間

1年以内。

4)区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

①許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)その他特に必要と認められる者。

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)。

③期間

1年以内。

④区域

必要と認められる区域。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

①許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
- ②鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)であること。

③期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

4)区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃が す危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

- (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
 - ①被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下(2)において「被害」という。)の防止の目的の許可基準においては、被害が現に 生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下(2)において「予察」という。)についても許可する基準とする。

原則として、被害防止対策ができず、又は被害防止対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、外来鳥獣については、この限りではない。

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

予察による被害防止の目的での捕獲(以下「予察捕獲」という。)の対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行 為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹 底させる等、適切に対応する。

②鳥獣による被害発生予察表の作成

効果的な被害防止のためには、地域ごとにより細かな被害発生予察を行うことが必要である。

1) 予察表

(第13表)

+	加害鳥獣名	被害農林水産物等					被	害 発	生 時	期					被害発生地域
7.	加古	恢古辰 <u>你</u> 小座初寺	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	恢音光生地域
	カラス類	水稲、野菜、果樹、豆類、 麦類、飼料作物、工芸作物、 特用林産物	-												県内全域
	スズメ	水稲、野菜、果樹、豆類、 麦類、飼料作物	•												県内全域
	ドバト	水稲、野菜、果樹、豆類、 麦類、飼料作物	—												県内全域
	ヒヨドリ	水稲、野菜、果樹	•												県内全域
鳥類	カワウ	魚介類	-												県内全域
	サギ類 (チュ ウサギ等のレッ ドデータブック おおいた記載種 除く)	水稲、野菜、果樹	•												県内全域
	ムクドリ	果樹				•									県内全域
	トビ	魚介類	•												県内全域
	イノシシ	水稲、野菜、果樹、豆類、 芋類、ソバ、飼料作物、 特用林産物	•												県内全域
	ニホンジカ	水稲、野菜、果樹、麦類、豆 類、飼料作物、特用林産物、 造林木	•												県内全域
	ニホンザル	水稲、果樹、野菜、特用林産 物、芋類、豆類	-											-	県内全域

獣類	アナグマ	野菜、果樹、芋類、飼料作物	—								県内全域
	カット	四井 田林 幻心化肿	_								
	タヌキ	野菜、果樹、飼料作物									県内全域
	アライガマ	野菜、芋類、果樹、飼料作物	•								県内全域
	7 7 1 7 1	57. 7. 7. 7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.									开门王·纳
	ノウサギ	野菜、豆類、造林木	4								県内全域
	ノワッキ	打米、豆類、垣外小	,								宗 四王
	125	田本 田林									国中人
	イタチ	野菜、果樹									県内全域
				被害の	ある時	期 ◆				→	

2) 予察表に係る方針等

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

③鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

農林作物に多大な被害を及ぼしているイノシシとニホンジカについては第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、これに基づき適正な管理を実施するとともに、防護柵設置等の予防・集落環境対策、捕獲対策等を総合的に推進する。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第14表)

			(7) = 1 (2)
対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
		① 鳥獣被害対策本部会議の開催	
イノシシ	令和4年度	② 特定鳥獣保護管理検討委員会の開催	
	~	③ モニタリング調査の実施	②については必要に応じて開催する。
ニホンジカ	令和8年度	生息調査(目撃頭数等のアンケート調査)	②については必安に心して開催する。
		密度調査(ニホンジカ:糞粒法による)	
		被害調査(市町村からの報告)	

④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1)被害の防止の目的での捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。 また、必要に応じて捕獲の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

2) 捕獲許可基準の設定方針

i) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者(市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。)であって、捕獲に用いる猟法に係る免許を所持しており、狩猟事故共済又はハンター保険等に加入している者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のアからエのいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

ア 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アナグマ、タヌキ、アライグマ等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる 場合

- (ア) 住字等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
- (イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- イ 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- ウ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- エ 法人に対する許可であって、以下の(ア)から(エ)の条件を全て満たす場合
 - (ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - (イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - (ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - (エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

ii) 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)であること。

iii)期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

iv) 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

v) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り 逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

なお、ライフル銃を使用したサルの捕獲については、他の方法では捕獲が困難であり、かつ、安全性が確保できる場所及び区域に限ってその 使用を認めるものとする。

3) 許可基準

(第15表)

					許	可 基 準				(第13表)		
許可権者	鳥獣名	方 法	区域	時期	日数	1人当たり 捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意 事項	被害農林水産物等	備考		
	スズメ	銃器、網							水稲、野菜、果樹、豆 類、麦類、飼料作物	◎予察捕獲の場合は、 原則7ヶ月とする。		
	ヒヨドリ	銃器、網							水稲、野菜、果樹	◎捕獲許可日数及び羽		
	カラス類	銃器、網、 わな							水稲、野菜、果樹、豆 類、麦類、飼料作物、 工芸作物、特用林産物	(頭)数については、生息数及び被害状況を勘案のうえ、必要最小限にとどめる。		
	ドバト	銃器、網、 わな					①市町村長 ②知事の		水稲、野菜、果樹、豆 類、麦類、飼料作物	にととめる。		
市町村長	イノシシ	銃器、わな	市町村	通年	原則 3ヶ月	のために	認める法人 ③被害者 ④被害者から (4.25 を 3.24 を 3.		水稲、野菜、果樹、豆 類、芋類、ソバ、飼料 作物、特用林産物	◎ライフルによる捕獲 は、イノシシ、ニホン ジカ、ニホンザルに限		
	ノウサギ	銃器、わな			以内	必要な数 (羽,頭,個)	依頼を受けた者 (③・④について		野菜、豆類、造林木	る。		
	ニホンザル	銃器、わな					は銃器以外の方法による)		水稲、果樹、野菜、特 用林産物、芋類、豆類	◎錯誤捕獲の可能性の ある外来鳥獣について は、予め対象鳥獣の捕		
	ニホンジカ	銃器、わな							水稲、野菜、果樹、麦類、豆類、飼料作物、 特用林産物、造林木	獲許可申請と併せて行 うよう指導する。		
	上記以外の狩猟鳥獣、 アオサギ、ダイサギ、 コサギ、トビ	銃器、網、 わな							水稲、野菜、果樹等			
	外来鳥獣	銃器、網、 わな							水稲、野菜、果樹等			
知 事 (振興局長)	 【県許可】 ① 複数の市町村にわたり有害鳥獣捕獲を実施する場合 ② 国又は県が有害鳥獣捕獲を実施する場合 ③ 飛行場の区域内で有害鳥獣捕獲を実施する場合 ④ 複数の振興局にわたり有害鳥獣捕獲を実施する場合 											
1	⑤ その他市町村長にかか	る捕獲許可権	[限以外 <i>0</i>	有害鳥	獣捕獲を	と実施する場合						

- ⑤被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備
 - 1) 方針

被害の防止の目的での捕獲の実施は、捕獲班による共同又は単独によるものとし、捕獲班の編制は市町村毎に市町村及び狩猟者団体等が協議して決定する。捕獲従事者は、鳥獣保護に良識を有し、随時出動できる要件を備えた者とする。

また、農林作物等の被害発生時には、迅速かつ的確に出動できる体制を整備するとともに、効果的な捕獲を実施するための広域捕獲体制や農林業者による自衛を目的としたわな捕獲班等新たな捕獲班の編成についても、市町村等を指導するものとする。

2) 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第16表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備	考
第15表に掲げる鳥獣	被害が激甚な地域を中心として、その生息域を勘案し、 必要な範囲内で決定するものとする。		

3) 指導事項の概要

- ア 迅速な捕獲実施のため、行政関係団体等で十分な協議を行い、捕獲班の整備充実を図る。
- イ 市町村長は、捕獲の実施にあたっては、関係機関へ連絡するとともに、地域住民へ捕獲の内容についての周知を図る。
- ウ 市町村長は、捕獲従事者へ的確な指示を与え、事故、違反の防止には万全の措置を講ずる。

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - ①許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

②鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。

- ③期間
 - 6か月以内。
- ④区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

- (2)養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
 - ①許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

②鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は対象放鳥地の個体とする。

③期間

6か月以内。

4)区域

原則として、住所地と同一県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

網、わな又は手捕。

- (3) 鵜飼漁業への利用の目的
 - ①許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

②鳥獣の種類・数

ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽又は個)。

③期間

6か月以内。

4)区域

原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
 - ①許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)。

②鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

- ③期間
 - 30日以内。
- 4)区域

規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤方法

禁止猟法は認めない。

(5) 前各号に掲げるもののほかその他公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防止対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タッグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項 違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、カモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、カモシカ等の 出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、 錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤 捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

4-2 許可権限の市町村長への委譲

県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、 適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

4-3 鳥獣の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ①登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。
- ②平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する 高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ④愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

広報等により飼養の適正化についての周知を図るとともに、鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)の巡回により違法飼養等を取締り、指導に努める。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにもに該当する場合に許可する。

- ①販売の目的が第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ②捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所(同一地域 個体群)等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟の使用禁止区域は、市街地や人家密集地に近く住民と狩猟者が接する機会が多く予想される区域や、人の立ち入ることが多い海岸等、銃猟による事故発生の危険が高い地域について指定に努めた結果、令和3年度末において20箇所、18,575haが指定されており、銃猟による危険防止に重要な役割を果たしている。本計画期間には、銃猟に伴う危険を予防するための区域のうち、市街地化が進み事故発生の危険が高くなっている区域や公共の安全及び静ひつが必要とされる区域など、4箇所の再指定(期間更新)を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表)

			既指定特定 猟具使用禁					画期間に 猟具使用						期間に区 猟具使用			
			止区域(A)		令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	
銃猟に伴う 危険を予防する	筃	所	20	箇	所						0						0
ための区域	面	積	18, 575 ha	変動	面積	ha					0	ha					0
わな猟に伴う 危険を予防する	筃	所		筃	所						0						0
ための区域	面	積	ha	変動	面積	ha	·				0	ha					0

* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E **箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E

本計画期間に区域減少する 本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 計画 計画終了時の 特定猟具使用禁止区域 特定猟具使用禁止区域 期間中の特定猟具使用 増△減* 禁止区域** 令和4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 計(D) 令和4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 計(E) 銃猟に伴う 0 危険を予防する ための区域 ha ha 18, 575 わな猟に伴う 危険を予防する ための区域 ha ha

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)

										0.20
		銃猟に伴う危険を予防するための	わな猟	に伴う危険を予覧	方するた	めの区域	或			
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定 面積	指定 期間	備考	特定猟具 使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定 面積	指定 期間	備考
令和4年度	大分市大字荷尾杵 外	野津原 特定猟具使用禁止区域(銃)	14 ha	10 年	再指定			ha	年	
計		1 箇所	14 ha				箇所	ha		
令和5年度	豊後高田市大字森 外	桂川 特定猟具使用禁止区域(銃)	150 ha	10 年	再指定			ha	年	
計		1 箇所	150 ha				箇所	ha		
令和6年度	中津市大字昭和新田 外	昭和新田 特定猟具使用禁止区域(銃)	138 ha	10 年	再指定			ha	年	
計		1 箇所	138 ha				箇所	ha		
令和7年度	宇佐市大字久兵衛 外	宇佐海岸 特定猟具使用禁止区域(銃)	1,527 ha	10 年	再指定			ha	年	
計		1 箇所	1,527 ha				箇所	ha		
計		4 箇所	1,829 ha				箇所	ha		

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

本計画期間内に廃止又は期間満了により消滅する休猟区等で狩猟者の集中的入猟が予想される地域にあっては、危険予防の観点から入猟者の動向を見ながら、必要に応じて特定猟具使用制限区域の指定を行う。

3 猟区の設定

(1) 方針

野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、猟区の設定が促進されるよう配慮する。

(2) 設定指導の方法

猟区に適した地域の情報収集を図るとともに、市町村や狩猟者団体等に対し、適正な運営が行われるよう指導、助言する。 また、猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて関係団体と連携した取組を進める。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒事故を防止するため、必要に応じて鳥類の集まる水辺の調査を行うとともに、指定猟法禁止区域の指定を進めることを 検討する。

第6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 方針

近年、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣による農林作物の被害が深刻な状況となっている。このため、県下におけるイノシシ及びニホンジカによる農林作物の抜本的被害対策として、ニホンジカ及びイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の改訂を行う。これに基づいて、イノシシ及びニホンジカについて管理を行い、農林業被害の軽減を図ることを目的として、管理目標に基づき個体数管理、被害防止対策等の手段を総合的に講じる。

(第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	生息頭数の適正管理	ニホンジカ	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	県下全域(姫島村を除く)	有害捕獲による捕獲が 困難な県境域や高密度 地域等において、指定 管理鳥獣捕獲等事業を 実施する。
令和3年度	農林業被害の軽減	イノシシ	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	県下全域	豚熱等発生時における ウイルス拡散防止のた め緊急の必要がある場 合は、指定管理鳥獣捕 獲等事業などの実施を 検討する。

2 実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的、効率的に達成するため、必要に応じて実施計画の作成を検討する。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、指定鳥獣捕獲等事業実施計画書と整合を図るものとする。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

野生鳥獣の生息環境は、市街化の進展、交通網の発達、山林の開発利用等により減少しつつあるが、このような状況において、県内の野生鳥獣の生息状況、鳥獣保護区等の指定効果等について調査し、鳥獣保護行政推進の資料とする。

また、これらの調査精度の向上のために既存資料を収集整備するとともに、野鳥の会等の鳥獣保護団体との協力体制を充実させ、さらには、鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)の調査能力の向上に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

- (2) 鳥獣生息分布等調査
 - ①調査の概要

鳥類については、前事業計画からの継続調査を行い、種類、分布状況、繁殖状態、出現時期等を把握し、生息分布図の作成に努める。

②鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類と主な種名

鳥類 カワウ

獣類 アライグマ、ノウサギ

- (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
 - ①調査の概要

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来数、越冬状況を明らかにするために、県内全域の渡来地について生息調査を実施する。 なお、本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

②調査計画

(第20表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域の渡来地	令和4年度 ~ 令和8年度	分布調査 (各渡来地毎に種別毎の飛来数を調査する)	

(4) 狩猟鳥獣生息調査

①調査の概要

主要な狩猟鳥獣の生息分布状況、増減傾向等を把握するため既存資料を活用するほか、狩猟者の20%無作為抽出によるアンケート調査及び聞き取り調査等を実施する。

②調査計画

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キ ジ	令和4年度 ~ 令和8年度	生息分布調査及び増減調査 ・既存資料の活用 ・アンケート調査、現地調査	
ヤマドリ	令和4年度 ~ 令和8年度	生息分布調査及び増減調査 ・既存資料の活用 " ・アンケート調査、現地調査	

(5) 第二種特定鳥獣の生息状況調査

①方針

農林作物等に被害を及ぼす特定鳥獣の生態、捕獲状況及び被害発生状況等を調査することにより、効果的な被害防除対策の確立に活用する。

②調査の概要

イノシシ及びニホンジカについて、市町村、鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)及び狩猟者団体等の協力を得て実施する。

(第22表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	令和4年度 ~ 令和8年度	被害状況・捕獲状況等のモニタリング調査を実施する	
ニホンジカ	令和4年度 ~ 令和8年度	生息密度、被害状況・捕獲状況等のモニタリング調査を実施する	
	令和8年度	生息状況(密度・頭数)調査を実施する	調査研究機関へ委託

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

- (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査
 - ①調査の概要

本計画期間中に指定する鳥獣保護区及び休猟区の一部について、指定前後の鳥類の種類と生息数並びに主要な狩猟獣類の生息数の変化を現地調査及び聞き取り調査により把握する。

②調査計画

(第23表)

対象係	呆護区等の名称		調査年度	調査の種類・方法	備 考
	角埋山	鳥獣保護区	令和4年度	Herbarda Armada A. Zer S	
鳥獣保護区	関崎	関崎 鳥獣保護区		指定時に調査を行う。 ・出会い調査 ・聞き取り調査	
	国東半島	鳥獣保護区	令和8年度	N C W / W E	
特例休猟区	荻	休猟区	令和4年度 令和6年度	指定時及び指定後2年経過時に調査を行う。 ・出会い調査	
1年19月11年12年12年12日	東谷南	休猟区	令和5年度 令和7年度	・聞き取り調査	

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)については、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化(標準化)や捕獲情報の報告の仕組みについて見直しに努める。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の結果情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態(種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置)について可能な限り報告を求める。

(3) 制度運用の概況情報

県が法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術の導入を検討する。わな猟について、新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術、錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなに係る情報収集を進め、導入の検討・普及を行う。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の情報収集及びそのリスク評価を必要に応じて進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術についての情報収集や普及に努める。

(2)被害防除対策に係る技術開発・普及

ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止に向けた技術開発に係る情報収集を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の情報収集と普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発に係る情報収集や普及に努める。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護行政職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的 知見を有する人材を配置するよう努める。

(2) 設置計画

(第24表)

	区分	3	見 況		計	一画終了時	寺	備考
	区 分	専任	兼任	計	専任	兼任	計	畑 芍
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	・鳥獣保護区等の指定、鳥獣捕獲許可・有害鳥獣被害対策の指導
本	曲 壮人 玄如 本							・野生鳥獣の生息状況調査・傷病鳥獣の保護及び感染症対策
,	農林水産部 森との共生推進室 森林環境保護班	2	4	6	2	4	6	・狩猟取締り及び狩猟者団体等の育成指導
بير	WELL SKOLDER BY AT							・狩猟免許試験·更新、狩猟者登録事務 (県外者)
庁								・鳥獣保護思想の普及啓発
	小 計	2	4	6	2	4	6	・鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)の設置
	東部振興局 農山漁村振興部 森林管理班		1	1		1	1	・鳥獣保護思想の普及啓発・野生鳥獣の生息状況調査
	中部振興局 農山漁村振興部 森林管理班		1	1		1	1	・狩猟免許試験 ・傷病鳥獣の保護及び感染症対策
出	南部振興局 農山漁村振興部 森林管理班		1	1		1	1	・狩猟免許更新講習会・有害鳥獣被害対策の指導
	豊肥振興局 農山村振興部 森林管理班		1	1		1	1	・狩猟者登録事務 (県内者)
先	西部振興局 農山村振興部 森林管理班		1	1		1	1	・鳥獣捕獲許可、有害鳥獣捕獲指導
	北部振興局 農山漁村振興部 森林管理班		1	1		1	1	・狩猟取締り及び狩猟者団体等の育成指導
	小 計		6	6		6	6	・鳥獣保護区等の指定に伴う現地調査
	計	2	10	12	2	10	12	

(3) 研修計画

(第25表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当者研修	状行政担当者研修 県 4月 1回 全県 35人 鳥獣行政に係る研修(市町村含む)						
狩猟免許試験試験員研修	県	8月	1回	全県	15人	狩猟免許試験に係る研修	
鳥獣被害対策研修	県	6~12月	3 回	全県	24人	鳥獣被害対策に係る研修	
農作物鳥獣被害防止対策研修	農水省	6月	1回	全国	1 人		専門的知見を有する職員の要件は、 左記を修了かつ鳥獣行政3年以上の 実務経験

2 鳥獸保護管理員(鳥獸行政推進員)

(1) 方針

鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助するため、市町村の面積、狩猟者登録数、鳥獣保護区等の数及び面積、鳥獣の生息状況等を勘案して、 市町村合併前の市町村数と同様の規模の、地域に密着した活動が可能な人数の配置に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数	令和3	年度末			年	度 計	画			
(A)	人員(B)	充足率(A/B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	充足率(C/A)		
58 人	67 人	116 %	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	67	116 %	

(3)年間活動計画

(第27表)

													(2)(4 - 1 - 24)
							実	施	寺 期				
活動内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
鳥獣保護区等の保護・管理	-												
狩猟の取締り及び指導								•					
鳥獣保護思想の普及啓発	←	-					-						
鳥獣に関する諸調査	-												
研 修 会	← →						←						

(4) 研修計画

(第28表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
地区研修会	振興局	4月 11月	2回	振興局管内	67人	鳥獣関係法令(法改正等)について 狩猟事故・違反の防止について その他鳥獣保護管理に関すること	

3 保護及び管理の担い手の確保・育成

(1) 方針

野生鳥獣による農林業被害の軽減を図り、野生鳥獣との共生を進めるため適正な生息頭数の維持管理を図る必要がある。そのため、狩猟の社会的意義の広報に努めるとともに、農林業者の狩猟免許取得を推進し、自衛捕獲を推進する等で担い手の育成確保を目指す。

(2) 研修計画

(第29表)

名称	主催	時期	回数/年	規 模	人数	内容・目的	備考
スタートアップセミナー	大分県	5月	2 回	全 県	60人	ハンティングシミュレーターによる射撃体験 やジビエ体験等により狩猟免許取得者を確保	
スキルアップセミ ナー (銃猟)	大分県	9~10月	2回	全 県	40人	銃猟免許新規取得者の技術の向上	
スキルアップセミ ナー (わな猟)	大分県	10~1月	6 回	全 県	100人	わな猟免許新規取得者の技術の向上	
初心者狩猟講習会	(一社)大分県猟友会	8月	11回	全 県	350人	狩猟免許取得のための講習	
女性猟師の会	大分レディース ハンタークラブ	6~2月	4回	全 県	30人	女性ならではの視点による狩猟の魅力発信	

(3) ハンタースクールの開催

市町村や狩猟者団体と連携し、初心者講習会や狩猟免許試験の回数を増やす。

自衛隊・警察OB、農林業系高校、農業大学校、新規就農者等を対象に、狩猟の基礎知識を学び、興味を持ってもらうためのスタートアップセミナーを開催する。

狩猟者免許保持者を対象とした体系的なカリキュラムによるスキルアップセミナーを開催する。

(4) 女性猟師の会の活動支援

大分レディースハンタークラブ等の行う、捕獲・止め刺し技術の向上研修やジビエ料理教室等への活動を支援する。

(5) 狩猟者に対する手数料等の減免

狩猟参入へのハードルのひとつとなっている金銭的負担を軽減するため、新たに狩猟免許試験申請・更新や狩猟者登録に係る手数料の免除、有害捕獲のみに従事した場合の登録(狩猟税)を不要とする措置を令和6年度まで実施する。(必要に応じて延長を検討)

(6) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成

鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲活動を実施するため、鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる認定鳥獣捕獲等事業者の確保・ 育成に努めるものとする。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、必要に応じて鳥獣保護区内に観察等の利用施設の整備に努めるとともに、傷病鳥獣保護のため、大分県獣医師会と十分連携をとり、迅速な対応を可能とするため、県内各地の動物病院等に依頼する鳥獣110番の救護医及び傷病鳥獣介護ボランティアの活動を推進する。

(第30表)

名 称	設 置 目 的	活動內容	備考
鳥獣110番	県下各地で保護される傷病野生 鳥獣を迅速に保護し、治療する。	事故等で傷つき、また病気にかかり自力で生息できない野生 鳥獣の保護及び治療を行う。	R3年度 23箇所
傷病鳥獣介護ボランティア	治療を受けた傷病鳥獣が野生に 復帰できるよう、保護飼養する。	鳥獣110番で保護・治療を受けた野生鳥獣が治癒するまでの期間、保護飼養するとともに、野生に復帰できるよう自活のための訓練を行う。	

5 取締り

(1) 方針

違法行為及び狩猟事故の根絶を図るため、違法行為・違法捕獲、事故等の未然防止に重点を置き、警察当局、鳥獣保護管理員(鳥獣行政推進員)等と 十分連携をとりながら、指導及び取締りを実施する。

(2) 年間計画

(第31表)

事項					実	施	時	期					備考
尹 垻	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	V⊞ ~¬
狩猟違反及び事故防止								•				-	
違法捕獲及び違法飼養の防止	•											-	
違法販売及び違法加工の防止	•												

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法(昭和25年法律第226号)における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を 図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護管理事業においては、総合的な被害防止対策によりイノシシ・ニホンジカの農林産物への被害は減少傾向にあるものの、依然深刻な状況にあり、特定鳥獣の管理の必要性は大きい。そのため、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、被害軽減に資する鳥獣の適正管理に向け管理事業を推進する。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ 細かく計画的に運用する。

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣110番救護所の獣医師等、市町村及び自然保護団体と連携しながら、収容、終生養生、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の構築に努め、民間による取組を推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。

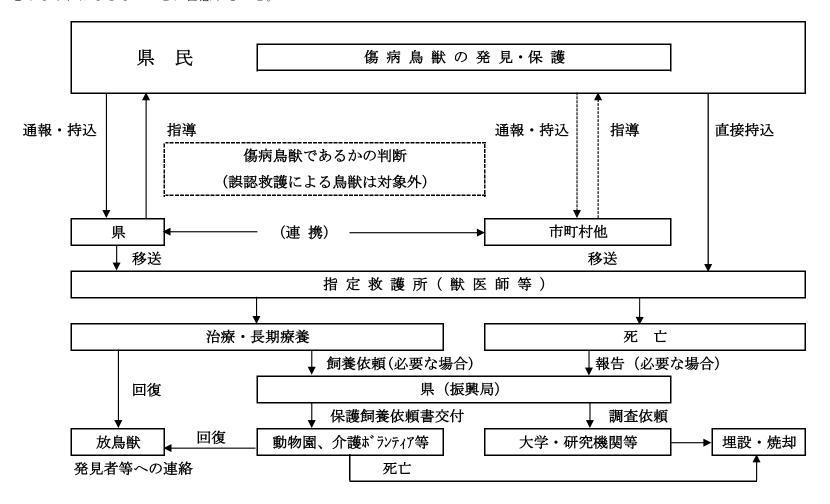
(第32表)

名 称	設置目的	活動内容	備考
鳥獣110番		事故等で傷つき、また病気にかかり自力で生息できない野生鳥獣 の保護及び治療を行う。	
	治療を受けた傷病鳥獣が野生に復帰できるよう、 保護飼養する。	鳥獣 1 1 0 番で保護・治療を受けた野生鳥獣が治癒するまでの期間、保護飼養するとともに、野生に復帰できるよう自活のための訓練を行う。	

(2) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は放野することが農林水産業等への被害の原因となるおそれがあるなど適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に飼養登録をしなければならないことに留意すること。



(3) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握し、仮に感染のおそれがある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を必要に応じて行う。

(4) 放野

放野は以下の考え方を基本として対応する。

- ①対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。
- ②発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

4 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合は、県、市町村、県獣医師会その他関係団体等が協力して、傷病鳥獣の効率的な救護体制の整備に努めるものとする。

5 感染症への対応

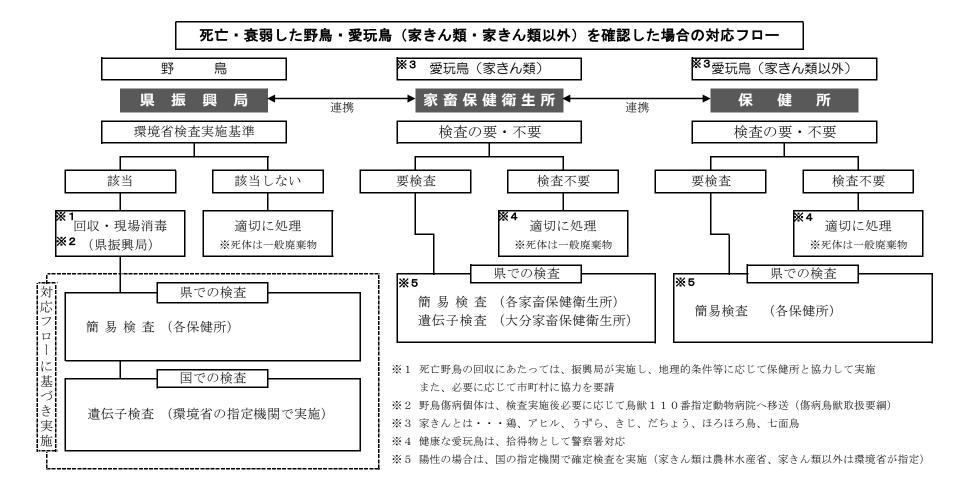
(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備えて、大分県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策実施要領に基づき、関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等の対応を行う。

また、野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。

野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、別途、国が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、関係各局と連携し適切な調査実施を図るものとする。

なお、野鳥・愛玩鳥の異常死等が発生した際の対応は、下記フローにより行うものとする。(令和3年12月時点)



(2) 豚熱 (CSF) 、アフリカ豚熱 (ASF)

2018 (平成30) 年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺隣接県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き(令和元年12月環境省・農林水産省)」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

(3) その他の感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集等を行い、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況など、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

例えば、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル 熱等これまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感 染状況をを早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等におけ る感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

6 普及啓発

- (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等
 - ①方針

鳥獣保護を推進するためには、広く県民の認識が必要であることから、市町村、学校、野鳥保護団体の協力を得て、愛鳥週間を中心に探鳥会、 愛鳥ポスターコンクール等の各種行事を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るよう努めるものとする。

②事業の年間計画

(第33表)

市業内容		実施時期												
事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
愛鳥週間行事 (ポスター・原画展示)	+	-												
愛鳥週間用 ポスターコンクール	←							-						

③愛鳥週間行事等の計画

(第34表)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
愛鳥週間行事	ポスター原画展 愛鳥啓発	ポスター原画展 愛鳥啓発	ポスター原画展 愛鳥啓発	ポスター原画展 愛鳥啓発	ポスター原画展 愛鳥啓発	

7 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- ①安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- ②観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。
- ③生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

8 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

9 野鳥の森等の整備

県民が野鳥に接する喜びを体験できるよう野鳥の森等の整備に努める。

10 愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及の一環として、必要に応じて小・中学校を対象に愛鳥モデル校を指定するよう努める。 指定に当たっては、期間を定め、地域的な配置を考慮するとともに、学校周辺に「身近な鳥獣生息地」の保護区を指定するよう努める。

11 法令の普及徹底

(1) 方針

狩猟及び有害鳥獣捕獲に伴う事故及び違反の防止を図るため関係団体への指導を行うとともに、鳥獣捕獲の規制制度、鳥獣飼養登録制度等について、 県及び市町村の広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

(2) 年間計画

(第35表)

重点項目					実	施	時	期					実施方法	対象者
里点供日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	美 施力法	八家石
捕獲規制・事故防止														狩猟者
加及州的一争成的正													UB -lamali - state	
かすみ網の使用所持 販 売 頒 布 規 制						•	-						県・市町村の広報 誌ポスター、パン フレット等	県民
飼 養 規 制												-		

12 獣肉利活用対策

捕獲したイノシシ、ニホンジカ等の肉を地域資源として活用するため、解体等における適切な衛生管理体制の整備、販売促進等に取り組み、県産ジビエの普及を促進する。

「第13次鳥獣保護管理事業計画書」

発 行 年 令和4年3月

編集責任 大分県農林水産部

森との共生推進室